

福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表

新				旧			
別表第一（第二条関係） 一 道路				別表第一（第二条関係） 一 道路			
路線名	区間		区域	路線名	区間		区域
	始点	終点			始点	終点	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般国道一五号	耶麻郡猪苗代町字津金沢四三番二地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇七〇番一〇地先（国道四九号交差点）	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域	一般国道一五号	耶麻郡猪苗代町字津金沢四三番二地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇七〇番一〇地先（国道四九号交差点）	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
	相馬市粟津字長沢八九番地一地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸一三番一〇地先（霊山インターチェンジ出口）			相馬市粟津字長沢八九番地一〇地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸一三番一〇地先（霊山インターチェンジ出口）	
	伊達市堂ノ内二三番一〇地先（伊達桑折インターチェンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字中島四一番地先（桑折ジャンクション）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係） 一 道路				別表第二（第四条関係） 一 道路			
路線名	区間		区域	路線名	区間		区域
	始点	終点			始点	終点	
(略)	(略)	(略)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域	(略)	(略)	(略)	道路用地の境界線から両側一〇〇メートル以内の区域
一般国道一五号	相馬市中村字塚の町六番一〇地先（国道六号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇七〇番一〇地先（国道四九号交差点）	〇〇メートル以内の区域	一般国道一五号	相馬市中村字塚の町六番一〇地先（国道六号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西一〇七〇番一〇地先（国道四九号交差点）	〇〇メートル以内の区域
	相馬市粟津字長沢八九番地一〇地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸一三番一〇地先（霊山インターチェンジ出口）			相馬市粟津字長沢八九番地一〇地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達市霊山町下小国字山岸一三番一〇地先（霊山インターチェンジ出口）	

	伊達市堂ノ内二三番 一地先（伊達桑折イ ンターチェンジ入 口）	伊達郡桑折町大字松原 字中島四一番地先（桑 折ジャンクション）				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和三年一月一日から施行する。</u></p>			<p>_____</p> <p>_____</p>			